大気関係

届出のしおり

大気汚染防止法 大阪府生活環境の保全等に関する条例 ばい煙、ばいじん編

令和6年4月

大阪府環境農林水産部環境管理室

この冊子では、大気汚染防止法(以下「法」という。)のばい煙、大阪府生活環境の保全等に関する条例 (以下「条例」という。)のばいじんの届出について説明しています。

法のばい煙とは、次のものをいいます。

- 1 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- 2 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 3 物の燃焼、合成、分解等の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する下記の物質
- ・カドミウム及びその化合物
- ・ 塩素及び塩化水素
- ・フッ素・フッ化水素及びフッ化珪素
- ・鉛及びその化合物
- 窒素酸化物

条例のばいじんとは、法のばいじんと同じものをいいます。

法、条例では、これらを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出 義務を設けています。

本冊子によって事業者の皆様方が法及び条例に基づくばい煙・ばいじん規制についてご理解を深めていた だき、ばい煙・ばいじん排出抑制対策にご協力くださるようお願いします。

※本しおりにおいて、特段の定めがない限り、排出ガス等の量については温度が0℃であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。) における量、ばい煙の濃度等については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したものとします。

この「届出のしおり」及び届出等の様式は大阪府のHPに掲載しています。

〈大阪府/大気規制〉 https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/

目 次

	のばい煙に関するもの			
	ばい煙発生施設			
, ,	硫黄酸化物に係る規制基準			
ア	排出基準			
イ	硫黄酸化物実排出量の計算			
. ,	硫黄酸化物の燃料使用基準			
	ばいじんに係る排出基準			
. ,	窒素酸化物に係る排出基準			
(6)	有害物質に係る規制基準			 10
2. 条	例のばいじんに関するもの			 12
(1)	届出施設			 12
(2)	排出基準			 13
3. 定	義			 15
(1)	地域区分			 15
(2)	施設規模			 15
(3)	標準酸素濃度補正方式による補工	E		 15
4. 浿	定義務			 16
(1)	法のばい煙に係るもの			 16
(2)	条例のばいじんに係るもの	 .	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
5. 届	出の種類と提出時期			 17
6. 届	出書の作成要領	 .	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
(1)	届出に関する相談窓口等	 .	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 17
	事前相談			
(3)	届出書の返戻	 .		
(4)	届出に必要な書類			
ア	届出書及び別紙			
イ	添付書類等			
(5)	届出書の綴じ方			
` ′	届出書の記載方法			
ア				
1	条例の届出書 (表紙) 記載例			
ゥ	届出書(表紙) 記載上の注意			
エ	法の別紙1、条例の別紙1の1			
	法の別紙1、条例の別紙1の1		記載上の注意事項	
力	法の別紙2、条例の別紙1の2		記載例	
キ	法の別紙2、条例の別紙1の2		記載上の注意事項	
ク	法の別紙3、条例の別紙1の3		記載例	
	法の別紙3、条例の別紙1の3			
	添付書類等			
ア	変更概要説明書 記載例			
イ	変更概要説明書記載上の注意			
ウ	期間短縮願 記載例			
	フタリトコンプルロルド 日口由アルコ・・・・・・・・		· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

1. 法のばい煙に関するもの

(1)ばい煙発生施設

項	用途	施設種類	規模※
_	すべて	ボイラー(熱風ボイラーを含み、 熱源として電気又は廃熱のみを使 用するものを除く。)	燃燒能力(50L/時以上)
	水性ガス、油ガスの発生	ガス発生炉加熱炉	原料として使用する石炭・コークスの 処理能力 (20 t/日以上) 燃焼能力 (50L/時以上)
三	金属精錬、無機化学工業品 の製造	ばい焼炉 焼結炉 (ペレット焼成炉を含む) 煆(か)焼炉 ただし、14項を除く	л птян (1 д. /п± (1).)
四	金属精錬	溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む) 転炉 平炉 ただし、14項を除く	処理能力(1 t /時以上)
五.	金属精製、鋳造	溶解炉 ただし、こしき炉、14項、24~26 項を除く	
六	金属の鍛造 金属の圧延 金属、金属製品の熱処理	加熱炉	火格子面積(1m ² 以上) 羽口面断面積(0.5m ² 以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200kVA 以上)
七	石油製品、石油化学製品の 製造 コールタール製品の製造	加熱炉	次/上記行主 (BOOKIT //)上)
八	石油精製	流動接触分解装置のうち触媒再生 塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (200kg/時以上)
八の二	すべて	石油ガス洗浄装置に付属の硫黄回 収装置のうち燃焼炉	燃焼能力 (6L/時以上)
九	窯業製品製造	焼成炉 溶融炉	
-0	無機化学工業品の製造 食料品の製造	反応炉(カーボンブラック製造用 燃焼装置を含む) 直火炉 ただし、26 項を除く	火格子面積(1m²以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200kVA 以上)
	すべて	乾燥炉 ただし、14項、23項を除く	
-=	製銑 製鋼 合金鉄、カーバイドの製造	電気炉	変圧器容量(1000kVA 以上)
一三	すべて	廃棄物焼お炉	火格子面積(2m²以上) 焼却能力(200kg/時以上)
一四	銅、鉛、亜鉛の精錬	ばい焼炉 焼結炉 (ペレット焼成炉を含む) 溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む) 転炉 溶解炉 乾燥炉	処理能力(0.5 t /時以上) 火格子面積(0.5 m²以上) 羽口面断面積(0.2 m²以上) 燃焼能力(20L/時以上)

項	用途	施設種類	規模※	
一五	カドミウム系顔料の製造 炭酸カドミウムの製造	乾燥施設	容量 (0.1 m³以上)	
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素は 塩素換算量)の処理能力(50kg/時以	
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	上)	
一八	活性炭製造	反応炉 ただし、塩化亜鉛を使用するもの に限る	燃燒能力(3L/時以上)	
一九	化学製品製造	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設 塩化水素吸収施設 ただし、塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り 16~18 項及び密閉式のものを除く	原料として使用する塩素(塩化水素は 塩素換算量)の処理能力(50kg/時以 上)	
二〇	アルミニウムの精錬	電解炉	電流容量(30kA 以上)	
1	燐、燐酸の製造 燐酸質肥料の製造 複合肥料の製造	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉 ただし、原料に燐鉱石を使用する ものに限る	原料として使用する燐鉱石の処理能力 (80kg/時以上) 燃焼能力 (50L/時以上) 変圧器容量 (200kVA 以上)	
==	フッ酸の製造	凝縮施設 吸収施設 蒸留施設 ただし、密閉式のものを除く	伝熱面積(10m ² 以上) ポンプ動力(1kW 以上)	
==	トリポリ燐酸ナトリウムの 製造	反応施設 乾燥炉 焼成炉 ただし、原料に燐鉱石を使用する ものに限る	処理能力(80kg/時以上) 火格子面積(1m²以上) 燃焼能力(50L/時以上)	
二四	鉛合金の製造を含む鉛の二 次精錬 鉛の管、板、線の製造	溶解炉	燃焼能力(10L/時以上) 変圧器容量(40kVA 以上)	
二五	鉛蓄電池製造	溶解炉	燃焼能力(4L/時以上) 変圧器容量(20kVA 以上)	
二六	鉛系顔料の製造	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	容量 (0.1 m³以上) 燃焼能力 (4L/時以上) 変圧器容量 (20kVA 以上)	
二七	硝酸の製造	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力(100kg/ 時以上)	
二八	すべて	コークス炉	処理能力(20 t/日以上)	
二九	すべて	ガスタービン	燃焼能力(50L/時以上)	
三〇	すべて	ディーゼル機関		
<u> </u>	すべて	ガス機関	 燃焼能力 (35L/時以上)	
==	すべて	ガソリン機関	Anna manage A () - 45% impay	

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

(2) 硫黄酸化物に係る規制基準

ア排出基準

 $q=K \cdot 10^{-3} \cdot He^2$

q : 硫黄酸化物の量 (m³/時)

K: 地域ごとに定められた値(地域区分については「3. 定義(1)地域区分」参照)

地域区分	A	В	С
K	1.17	1.75	17.5

He : 補正された排出口高さ(m)

イ 硫黄酸化物実排出量の計算

(ア) 燃料中硫黄分からの算出

 $q=W\times \rho \times S\times 10^{-2}\times 0.7$

q : 硫黄酸化物の量 (m³/時) W : 燃料の燃焼能力 (L/時)

 ρ :比重

S : 燃料中硫黄分 (%)

(イ) 排出ガス中硫黄酸化物濃度が既知の場合の算出

 $q=G' \times C \times 10^{-6}$

G': 最大乾き排出ガス量 (m³/時)

C:排出ガス中硫黄酸化物濃度(ppm)

(ウ) 金属溶解炉のうちキュポラの場合の算出

キュポラは、原料コークス中の硫黄分がすべて硫黄酸化物として大気放出されるのではなく、一部は製品中に吸収される。このため、実排出量は吸収効率を考慮し以下の式で計算する。

 $q = W \times S \times 10^{-2} \times 0.7 \times (100-a) /100$

W : コークス量 (kg/時)

S: コークス中硫黄分(%)

a:吸収効率(%)効率設定が困難な場合には60%とする

(3) 硫黄酸化物の燃料使用基準

硫黄酸化物の燃料使用基準は、硫黄酸化物総量規制地域内で総量規制を適用されない規模の工場及び事業場について適用され、工場・事業場に設置されている全てのばい煙発生施設で使用する燃料(重油、都市ガス等の燃料)の加重平均硫黄含有率の許容限度である。燃料の硫黄含有率の算出は、次式によって行う。

 $S = \Sigma BnPnSn / (\Sigma Bwn \times \rho)$

Bn : 通常の燃料使用量 (L/日)

Bwn : 通常の燃料使用量の重油換算 (L/日)

Pn :燃料比重

ρ : 代表的な重油比重

Sn : 燃料中硫黄分 (%)

燃料使用量の区分	指定地域区分				
(kL) /h	A-1	A-2	B - 1	B-2	
0.8 以上	総量規制基準の適用を受ける				
0.5 以上 0.8 未満	0.35	0.5	0.5	0.8	
0.5 未満	0.35	0.8	0.8	1.0	

指定地域区分については「3. 定義(1)地域区分」参照

(4) ばいじんに係る排出基準

昭和57年6月1日以後設置の施設についての排出基準である。

但し、廃棄物焼却炉については、平成10年7月1日以後設置の施設とする。

令別表	規則	来初光却がについては、十八八十	排出ガス規模		進(g/m³)	On
第1	別表 第2	ばい煙発生施設の種類	(万m³/h)	A 地域	A 地域以外	() の数値は設 定値
	-	よっ古はエノニ	4以上	0.03	0.05	_
	1	ガス専焼ボイラー	4 未満	0.05	0.10	5
			20以上	0.04	0.05	
		 重油等の液体燃料専焼ボイラー	4~20	0.05	0.15	4
	2	ガス液体燃料混焼ボイラー	1~4	0.15	0.25	
		74 / VIIX PPS/WISTING/VIA I J	1 未満	0.15	0.30	当分の間 Os (4)
			20以上	0.10	0.15	
	3	黒液燃焼ボイラー	4~20	0.15	0.25	Os
			4 未満	0.15	0.30	
			20以上	0.05	0.10	
	4	石炭燃焼ボイラー	4~20	0.10	0.20	6
			4 未満	0.15	0.30	
	5	触媒再生塔附属ボイラー		0.15	0.20	4
	C	1から5に掲げるもの以外のボイ	4以上	0.15	0.30	当分の間 Os
	6	ラー(例:固体燃焼ボイラー)	4 未満	0.20	0.30	(6)
	7	れている基準が適用される。 ガス発生炉		0.03	0.05	7
	7	ガス発生炉		0.03	0.05	7
	8	加熱炉		0.03	0.10	7
	9	焙焼炉	4以上	0.05	0.10	0.5
			4 未満	0.10	0.15	Os
=	10	フェロマンガン製造用焼結炉		0.10	0.20	Os
	11	その他の焼結炉		0.10	0.15	Os
	12	煆(カシ)焼炉	4以上	0.10	0.20	Os
	12	AX (13-7) 19EA-	4 未満	0.15	0.25	Os
	13	溶鉱炉のうち高炉		0.03	0.05	Os
	14	その他の溶鉱炉		0.08	0.15	Os
四	15	転炉		0.08	0.10	Os
	16	平炉	4以上	0.05	0.10	Os
	10		4 未満	0.10	0.20	Os
五.	17	金属溶解炉(アルミニウムの地金 若しくは合金の製造又はアルミ ニウムの再生用反射炉)	4未満	0.10	0.20	Os
		上に掲げるもの以外の金属溶解	4以上	0.05	0.10	0
		炉	4 未満	0.10	0.20	Os
	10		4以上	0.08	0.10	当分の間 Os
六	18	金属加熱炉	4未満	0.10	0.20	(11)
L	10	石油加熱炉(潤滑油の製造の用に	4以上	0.05	0.10	6
七	19	供するもの)	4未満	0.08	0.15	
八	20	触媒再生塔		0.15	0.20	6

令別表	規則 別表	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模	排出基	準(g/m³)	On
第1	第2	パスペ が全光生・他成りが単独 	(万m³/h)	A 地域	A 地域以外	() の数値は設定値
人の二	21	硫黄回収燃焼炉		0.05	0.10	8
	22	石灰焼成炉のうち土中釜		0.20	0.40	15
	23	その他の石灰焼成炉		0.15	0.30	15
	24	セメント製造用焼成炉		0.05	0.10	10
	25	耐火レンガ、耐火物原料製造用の	4以上	0.05	0.10	18
	20	焼成炉	4 未満	0.10	0.20	16
	26	 その他の焼成炉	4以上	0.08	0.15	当分の間 Os
九	20	C V TIEV Z MYCHX M	4 未満	0.15	0.25	(15)
	27	板ガラス又はガラス繊維製品の	4以上	0.05	0.10	15
	21	製造の用に供する溶融炉	4 未満	0.08	0.15	10
	28	光学ガラス・電気ガラス又はフリ	4以上	0.05	0.10	16
	20	ットの製造の用に供する溶融炉	4 未満	0.08	0.15	10
	29	 その他の溶融炉	4以上	0.05	0.10	15
	20	C */ IEI */ PPIIIA/Y	4 未満	0.10	0.20	
		 反応炉及び直火炉	4以上	0.08	0.15	当分の間 Os
<u> </u>	30		4 未満	0.10	0.20	(6)
		活性炭製造用の反応炉及び直火 炉(排出ガス1万 m³/ h 未満)		0.15	0.20	当分の間 Os (6)
	31	 骨材乾燥炉		0.20	0.50	16
	51	月17年46年6月	備考:直接熱風乾燥	炉はOn=Os		
_ 	32		4以上	0.08	0.15	1.0
		その他の乾燥炉	4 未満	0.10	0.20	16
			備考:直接熱風乾燥	炉はOn=Os		
	33	合金鉄製造用電気炉(珪素含有量 40%以上)		0.10	0.20	Os
-=	34	合金鉄製造用電気炉(珪素含有量 40%未満) カーバイドの製造の用に供する 電気炉		0.08	0.15	Os
	35	その他の電気炉		0.05	0.10	Os
			4(t/時間)以上	0.	04	
一三	36	 廃棄物焼却炉	2~4(t/時間)	0.	0.08	
_=	90	/	2 未満(t/時間)	0.	0.15	
			備考:焼却炉の規模は	焼却能力		
	38	 銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	4以上	0.05	0.10	Os
	90		4 未満	0.08	0.15	Os
	39	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉(ペレット焼成炉含)		0.10	0.15	Os
	40	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉(溶鉱 用反射炉含)		0.08	0.15	Os
一四	41	銅、鉛、亜鉛精錬用転炉		0.08	0.15	Os
	40		4以上	0.05	0.10	0.
	42	銅、鉛、亜鉛精錬用溶解炉	4 未満	0.10	0.20	Os
			4以上	0.08	0.15	10
	43	銅、鉛、亜鉛精錬用乾燥炉	4未満	0.10	0.20	16
			備考:直接熱風乾燥	炉はOn=Os		

令別表	規則別表	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模	排出基	進(g/m³)	On	
第1	別衣 第2	はい、理発生施設の種類	(万m³/h)	A 地域	A 地域以外	() の数値は設 定値	
一八	44	活性炭製造用反応炉(塩化亜鉛を使用するもの)		0.15	0.30	6	
二〇	45	アルミニウム精錬用電解炉		0.03	0.05	Os	
1	46	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料 製造用焼成炉		0.08	0.15	15	
1.1	47	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料 製造用溶解炉		0.10	0.20	Os	
	48	トリポリ燐酸ナトリウム製造用		0.05	0.10	16	
二三	48	乾燥炉	備考:直接熱風乾燥	炉はOn=Os			
	49	トリポリ燐酸ナトリウム製造用 焼成炉		0.08	0.15	15	
二四	50	鉛の二次精錬	4以上	0.05	0.10	0.5	
	50	鉛の管、板、線の製造用溶解炉	4 未満	0.10	0.20	Os	
二五	51	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.05	0.10	Os	
			4 未満	0.08	0.15	Os	
	52	 鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0.05	0.10	Os	
	92	如示例代表但用俗辨》	4未満	0.08	0.15	Os	
二六	53	鉛系顔料製造用反射炉		0.05	0.10	Os	
	54	鉛系顔料製造用反応炉(硝酸鉛製		0.03	0.05	6	
	01	造用を除く)	備考:鉛酸化物製造用反応炉はOn=Os				
二八	55	コークス炉		0.10	0.15	7	
	00		備考:電気炉はOn=Os				
- r	=0	18 a da la sa		0.04	0.05	16	
二九	56	ガスタービン	備考:昭和63年1月 非常用について	月 31 日以前に設置。 ては当分の間適用し	ない	つ間適用しない。	
		~		0.08	0.10	13	
三〇	57	ディーゼル機関	備考:昭和63年1月31日以前に設置されたものは当分の間適用しない。 非常用については当分の間適用しない				
=_	58	ガス機関		0.04	0.05	0	
	98	A へ(残)対	備考: 非常用については当分の間適用しない				
=-	59	ガソリン機関		0.04	0.05	0	
	59		備考:非常用につい	ては当分の間適用し	しない		

備考 1 地域区分 A 、地域区分 A 以外は「3 定義(1)地域区分」参照

備考2 On、Osは「3定義(3)標準酸素濃度補正方式による補正」参照

(5)窒素酸化物に係る排出基準

排出基準は設置年月日ごとに区分があり、表中の基準値は最も新しい基準値である。 その他の基準値はホームページ参照のこと。

邗	細	施設の種類	排出ガス規模等	排出基準	On	
項	番	(熱源として電気を使用するものを除く)	(万 m³/時)	(ppm)		
		ガス専焼ボイラー	50以上	60		
		 (ガス専焼ボイラーのうち、小型ボイラー(伝熱面積が	4~50	100	. 5	
	1	10m2 未満のもの)については、当分の間、排出基準を	1~4	130	5	
		適用しない)	1 未満	150		
		固体燃焼ボイラー (③を除く)	70 以上	200		
			4~70	250		
	2		4 未満	350	6	
_		うち、散布式ストーカー石炭燃焼ボイラー		320		
	3	固体燃焼小型ボイラー		350		
		液体燃焼小型ボイラー(灯油、軽油、A重油以外)		260		
	4	(軽質燃料 (灯油、軽油、A重油) を専燃させるものは 当分の間適用しない)			4	
		液体燃焼ボイラー(④を除く)	50以上	130		
	(5)		1~50	150	4	
			1 未満	180		
_	1	ガス発生炉加熱炉		150	7	
	2	水素ガス製造用ガス発生炉(天井バーナー燃焼方式)		150	7	
	1	焙焼炉		220	14	
三	2	焼結炉		220	15	
	3	煆(カシ)焼 炉		200	10	
四	1	溶鉱炉		100	15	
五	1	金属溶解炉(キュポラを除く)		180	12	
			10以上	100		
	1	ラジアントチューブ型金属加熱炉	0.5~10	150	11	
			0.5 未満	180		
			10以上	100		
	<u></u>	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1~10	180	11	
六	2	鍛接鋼管用金属加熱炉	0.5~1	150	11	
			0.5 未満	180		
			10以上	100		
	<u></u>		1~10	130	11	
	3	金属加熱炉(①、②以外)	0.5~1	150	11	
			0.5 未満	180		
	1	石油製品、石油化学製品等の製造用加熱炉	4以上	100		
L		例)エチレン製造分解炉	1~4	130		
七		エチレン製造独立改質炉	0.5~1	150	6	
		メタノール製造改質炉等	0.5 未満	180		
八	1	触媒再生塔		250	6	
人の二	1	燃焼炉		250	8	
	1	石灰焼成炉(ガス燃焼ロータリーキルン)		250	15	
-1-	<u></u>	カスン1 陸中に	10以上	250	10	
九	2	セメント焼成炉(湿式)	10 未満	350		
	3	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		400	18	

項	細	施設の種類	排出ガス規模等	排出基準	On
块	番	(熱源として電気を使用するものを除く)	(万 m³/時)	(ppm)	
	4	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉		360※	15
l . t	(5)	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉		800※	16
九	6	その他ガラス製造用溶融炉		450※	15
	(7)	その他焼成炉、溶融炉		180	15
	(1)	反応炉、直火炉(②、③以外)		180	6
→ ○	2	硫酸カリウム製造用反応炉		180	6
	3	硫酸製造用反応炉(NOx触媒)		180	6
	(1)	乾燥炉		230	16
	(1)	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉)		450	12
		特殊廃棄物焼却炉(連続炉)			
		(ニトロ化合物、アミノ化合物、シアノ化合物若しく	4以上	250	
一三	2	はこれらの誘導体を製造・使用する工程か、アンモニ			12
_		アを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄	4未満	700	
	<u></u>	物を焼却するもの)		250	10
-	3	廃棄物焼却炉(連続炉①、②以外)	4 151 1	250	12
	4	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4以上	250	12
-	1	銅、鉛、亜鉛精錬用ばい焼炉		220	14
	2	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉 (2) (2) (3) (4)		220	15
	3	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉(④、⑤以外)		100	15
一四	4	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉱さい処理炉(石灰、コーク スを燃料・還元剤とするもの)		450	15
	(5)	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸留炉		100	15
	6	溶解炉(⑦以外)		180	12
	7	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤と するもの)		330	12
	8	乾燥炉		180	16
一八	1	活性炭製造用反応炉		180	6
_	1	燐等製造用焼成炉		180	15
	2	燐等製造用溶解炉		600	15
	1	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉		180	15
二三	2	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉		180	16
二四	1	鉛二次精錬等用溶解炉		180	12
二五五	2	鉛蓄電池製造用溶解炉		180	12
	1	鉛系顔料製造用溶解炉		180	12
	2	鉛酸化物製造用溶解炉		180	Os
二六	3	反射炉		180	15
	4	反応炉(⑤を除く)		180	6
	(5)	鉛酸化物・硝酸鉛製造用反応炉		180	Os
二七	1	硝酸製造施設		200	Os
二八	2	コークス炉		170	7
二九	(<u>l</u>)	ガスタービン		70	16
/L	(I)	<i>NAY-LY</i>	備考:非常用につい	ては当分適用	しない
			シリンダー径	1200	
			400mm 以上	1200	13
三〇	1	ディーゼル機関	シリンダー径	950	13
			400mm 未満	930	
			備考:非常用につい	ては当分適用	しない

項番		施設の種類	排出ガス規模等	排出基準	On
		(熱源として電気を使用するものを除く)	(万 m³/時)	(ppm)	
 .	<u>(1)</u>	ガス機関		600	0
	1)		備考:非常用については当分適用しない		
	<u>(1)</u>	ガソリン機関		600	0
] =-	1)		備考:非常用については当分適用しない		

- 備考 1 ※酸素燃焼方式によるものについては、標準酸素濃度補正式に補正項(1/4)を乗じて得られた数値に対して排出基準を適用する。
 - 2 On、Os は「3定義(3)標準酸素濃度補正方式による補正」参照

(6) 有害物質に係る規制基準

1. カドミウム及びその化合物

	用途	施設名	排出基準(mg/m³)
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として硫化カドミウム又は	焼成炉	1.0
76	炭酸カドミウムを使用するもの)	溶融炉	1.0
		焙焼炉	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焼結炉(ペレット焼成炉含む)	
一四		溶鉱炉(溶鉱用反射炉含む)	1.0
<u> </u>		転炉	1.0
		溶解炉	
		乾燥炉	
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カド ミウムの製造	乾燥施設	1.0

2. 塩素

	用途	施設名	排出基準(mg/m³)
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	30
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	30
一八	活性炭の製造	反応炉	30
		塩素反応施設(密閉式のものを除く)	
		塩化水素反応施設(密閉式のものを	
一九	化学製品の製造	除く)	30
		塩化水素吸収施設(密閉式のものを	
		除く)	

3. 塩化水素

	用途	施設名	排出基準(mg/m³)
一三	すべて	廃棄物焼却炉	700 (酸素濃度補正 12%)
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	80
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	80
一八	活性炭の製造	反応炉	80
		塩素反応施設(密閉式のものを除く)	
一九	化学製品の製造	塩化水素反応施設(密閉式のものを除く)	80
		塩化水素吸収施設(密閉式のものを 除く)	

4. 弗素、弗化水素及び弗化珪素

	用途	施設名	排出基準(mg/m³)
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料としてほたる石又は珪弗化	焼成炉	10
	ナトリウムを使用するもの)	溶融炉	10
		電解炉	1.0
=0	アルミニウムの精錬	※電解炉から直接吸引されるダクト を通じて排出口から排出される場合	3.0
		反応施設(過燐酸又は重過燐酸石灰の 製造の用に供する物を除く)	10
	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造	反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石 灰の製造の用に供するものに限る)	
		濃縮施設	
<u> </u>		焼成炉	20
		溶解炉(燐酸質肥料の製造の用に供す る物を除く)	10
		溶解炉のうち電気炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る)	15
		溶解炉のうち平炉(燐酸質肥料の製造 の用に供するものに限る)	20
		凝縮施設 (密閉式のものを除く)	
	弗酸の製造	吸収施設(密閉式のものを除く)	10
		蒸留施設(密閉式のものを除く)	
		反応施設	
二三	トリポリ燐酸ナトリウムの製造	乾燥炉	10
		焼成炉	

5. 鉛及びその化合物

	用途	施設名	排出基準(mg/m³)
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として酸化鉛を使用する	焼成炉	20
76	ものに限る)	溶融炉	20
		焙焼炉	
		転炉	10
	タロータハマルナボタハの特を使	溶解炉	10
<u> </u>	一四 銅、鉛又は亜鉛の精錬	乾燥炉	
		焼結炉	30
		溶鉱炉	30
二四	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板 もしくは線の製造	溶解炉	10
二五	鉛蓄電池の製造	溶解炉	10
		溶解炉	
二六	 鉛系顔料の製造	反射炉	10
	如不例代2/表但	反応炉	10
		乾燥施設	

2. 条例のばいじんに関するもの

(1)届出施設

用途	項	施設種類	規模※
	_	反応炉	火格子面積(0.5m²以上1m²未満) 燃焼能力(30L/時以上50L/時未満)
食料品の製造		直火炉	変圧器容量(100kVA 以上 200kVA 未 満)
	三	加熱炉	火格子面積 (0.5m²以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
	兀	ばい焼炉	
	五	焼結炉(ペレット焼成炉を含む)	処理能力(1 t/時未満)
	六	煆(か)焼炉	
無機化学工業品の製造	七	反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装 置を含み鉛系顔料製造用を除く)	火格子面積(0.5m²以上1m²未満) 燃焼能力(30L/時以上50L/時未満) 変圧器容量(100kVA以上200kVA未
	八	直火炉	満)
			火格子面積(0.5m²以上)
	九	加熱炉	燃焼能力(30L/時以上)
2 2 2 2 2 4 4 1 2 4 4		260	変圧器容量(100kVA 以上)
カーバイドの製造	<u></u>	電気炉	変圧器容量(1000kVA 未満)
		焼成炉	火格子面積 (0.5m²以上1m²未満)
		**************************************	燃燒能力(30L/時以上 50L/時未満)
窯業製品の製造		溶融炉	変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	一三	加熱炉	火格子面積(0.5m²以上) 燃焼能力(30L/時以上)
			変圧器容量(100kVA 以上)
 金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛	一匹	<u> </u> ばい焼炉	发江价谷里(100KVA 以上)
金属の情球(動、如文は里面 の精錬を除く)	一五	焼結炉(ペレット焼成炉を含む)	 処理能力(1t/時未満)
金属の精錬	一六	煆(か)焼炉	
金属の精製又は鋳造	, ,	712 (4 7 7 9 0 7	
以下を除く こしき炉 銅・鉛・亜鉛の精錬 鉛の第二次精錬(鉛合金製造を含む) 鉛の管・板・線の製造 鉛蓄電池の製造 鉛系顔料の製造用溶解炉・反射炉	一七	溶解炉	火格子面積 (0.5 m²以上1 m²未満) 燃焼能力 (30L/時以上50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上200kVA 未 満) 羽口面断面積 (0.5 m²未満)
金属製錬 合金の製造	一八	溶解炉	火格子面積 (0.5m²以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
金属の鍛造 金属の圧延 金属・金属製品の熱処理	一九	加熱炉	火格子面積 (0.5 m²以上1 m²未満) 燃焼能力 (30L/時以上50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上200kVA 未 満)
金属・金属製品の溶融めっき	=0	加熱炉	火格子面積 (0.5m²以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)

用途	項	施設種類	規模※
製銑 製鋼 合金鉄の製造		電気炉	変圧器容量(1000kVA 未満)
金属の精製 金属の製錬 合金の製造		電気炉	すべて
すべて (銅・鉛・亜鉛の精錬用を除く)	11]	乾燥炉	火格子面積 (0.5 m²以上1 m²未満) 燃焼能力 (30L/時以上50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上200kVA 未 満)
すべて	二四	廃棄物焼却炉	焼却能力 (100kg/時以上 200kg/時未満) 火格子面積(1 m²以上 2 m²未満)

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

(2)排出基準

項			排ガス規模 (万m³/h)	排出基準(g/m³)		
		施設種類		A 地域	A 地域 以外	On¾
_	1	反応炉		0.10	0.20	Os
$\vec{-}$	2	直火炉		0.10	0.20	Os
三	3		4以上	0.08	0.15	Os
=	3	加熱炉	4未満	0.10	0.20	Os
匹	4	ばい焼炉		0.10	0.15	Os
五	5	焼結炉		0.10	0.15	Os
六	6	煆(か)焼炉		0.15	0.25	Os
	7	反応炉(活性炭製造用のもの(塩化亜鉛を使	1以上	0.10	0.20	Os
七	/	用するものを除く))	1未満	0.15	0.20	Os
	8	反応炉(7項以外のもの)		0.10	0.20	Os
八	9	直火炉		0.10	0.20	Os
九	10	加熱炉	4以上	0.08	0.15	Os
76	10	7H X (V)	4未満	0.10	0.20	Os
$\neg \bigcirc$	11	電気炉		0.08	0.15	Os
	12	石灰燒成炉(土中釜)		0.20	0.40	15
	13	石灰焼成炉(12項以外のもの)		0.15	0.30	15
	14	焼成炉 (セメント製造用のもの)		0.05	0.10	10
	15	焼成炉(耐性レンガ又は耐火物原料製造用のもの)		0.10	0.20	18
	16	焼成炉(12項~15項以外のもの)		0.15	0.25	Os
	17	板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を 含む)の製造用溶融炉		0.08	0.15	15
	18	光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造 用溶融炉		0.08	0.15	16
	19	溶融炉(17項、18項以外のもの)		0.10	0.20	15
<u>-≡</u>	20	加熱炉	4以上	0.08	0.15	15
	20	ZHXXV-	4未満	0.15	0.25	15

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

項		U and continue	排ガス規模	排出基準(g/m³)		
		施設種類	(万m³/h)	A 地域	A 地域 以外	On¾
一四	21	ばい焼炉		0.10	0.15	Os
一五	22	焼結炉 (フェロマンガン製造用のもの)		0.10	0.20	Os
—л.	23	焼結炉(22項以外のもの)		0.10	0.15	Os
一六	24	煆(か)焼炉		0.15	0.25	Os
一七	25	溶解炉(アルミニウム再生用反射炉)		0.10	0.20	Os
	26	溶解炉(25項以外のもの)		0.10	0.20	Os
	27	溶解炉	4以上	0.05	0.10	Os
一八	28	溶解炉(アルミニウムの地金又は合金製造用 反射炉)	4未満	0.10	0.20	Os
	29	溶解炉(28項以外のもの)	4未満	0.10	0.20	Os
一九	30	加熱炉		0.10	0.20	Os
<u>_</u> O	21	加熱炉	4以上	0.08	0.10	Os
	31		4未満	0.10	0.20	Os
	32	電気炉(合金鉄製造用(珪素含有率40%以上))		0.10	0.20	Os
<u> </u>	33	電気炉(合金鉄製造用(珪素含有率40%未満))		0.08	0.15	Os
	34	電気炉 (32項、33項以外のもの)		0.05	0.10	Os
	35	電気炉		0.05	0.10	Os
	36	骨材乾燥炉		0.20	0.50	16
二三		D. K.J. T-CAMOA		備考:直接熱	風乾燥炉は Oi	n=Os
	37	 乾燥炉 (36項以外のもの)		0.10	0.20	16
	31	TEMPON (O O REPORT VE OVE)		備考:直接熱	風乾燥炉は Oi	n=Os
二四	38	廃棄物焼却炉 (連続炉のもの)		0.15	0.50	Os
	39	廃棄物焼却炉(38項以外のもの)		0.25	0.50	Os

備考1 ※熱源として電気を使用する施設はOn≂Osとする

備考2 地域区分A, 地域区分A以外は「3 定義(1)地域区分」参照

備考3 On、Osは「3定義(3)標準酸素濃度補正方式による補正」参照

3. 定義

(1) 地域区分

	地域区分	指定地域区分				
А	大阪市・堺市 (美原区以外の区域) ・豊中市・吹田市・泉大津市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・松原市・大東市・門真市・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・忠岡町 (大気汚染防止法施行令別表第3の第58号に掲げる区域)	A-1	大阪市の区域、堺市の区域のうちJR 阪和線以西の区域(石津川左岸線以南 の区域のうち府道大阪臨海線以東の区 域を除く)高石市の区域のうち高砂1 丁目、2丁目、3丁目、羽衣公園丁、 高師浜丁			
		A - 2	A区域のうちA-1区域以外			
В	堺市 (美原区) ・岸和田市・池田市・高槻市・貝塚市・ 茨木市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・和泉市・箕 面市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・泉南市・大阪狭山 市・阪南市・島本町・熊取町・田尻町・岬町		岸和田市の区域のうち木材町、新港 町、臨海町、貝塚市のうち港の区域、 泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町			
	(大気汚染防止法施行令別表第3の第59号に掲げる区域)	B-2	B区域のうちB-1区域以外			
С	C 能勢町・豊能町・太子町・河南町・千早赤阪村 (大阪府の区域のうち大気汚染防止法施行令別表第3の第100号に掲げる区域)					

備考 この表に掲げる区域は、現行の行政区画によって表示されたものとする。

(2)施設規模

(= / //35/2//36/2/	(2) 地名文化夫					
項目	解說					
火格子面積	火格子の水平投影面積					
燃焼能力	バーナーの燃料の燃焼能力を重油	換算したものの	の1時間値			
	燃料の種類	燃料の量	重油の量(L)			
	原油又は軽油	1L	0.95			
	ナフサ又は灯油	1L	0.9			
	液化天然ガス	1kg	1.3			
	液化石油ガス	1kg	1.2			
	都市ガス(13A)(注) 1m³ 1.14					
※その他の燃料においては1kL(固体燃料又は気体燃料にあっては1kg)当たりの発 (高)発熱量とする)に相当する発熱量を有する重油(発熱量43,950kJ/kg、比重0.9) (注)平成15年2月27日以降に届出が生じた場合に限る。それより以前に届 いるものについては、1.17を適用する。						
定格容量	原動機又は変圧器の定格容量					
処理能力	原料の処理能力の1時間値					
容量	炉等の容積					
羽口面断面積	羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積					
焼却能力	焼却量の1時間値					

(3)標準酸素濃度補正方式による補正

ばいじん及び窒素酸化物の量は以下の式により算出された値とする。

 $C=C s \cdot (21-O n) / (21-O s)$

C:ばいじんの量(g)又は窒素酸化物の量(cm³)

Cs: 測定されたばいじん又は窒素酸化物の値

On: 各施設に掲げる値(熱源として電気を使用するものはOsとする)

Os:排出ガス中の酸素濃度(当該濃度が20%を超える場合は20%とする)

4. 測定義務

(1)法のばい煙に係るもの

下表のとおり測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

ばい煙等	施設の区		測定頻度	測定方法	備考
	排出量	特定工場等	常時	ЛЅ К 0103 ЛЅ Z8808 ЛЅ К 2301	
硫黄酸化物	10m³/時 以上の施設	特定工場等 以外	2ヶ月に1回以上	JIS K 2541-1~7 JIS K 8813 JIS Z8762-1~4 JIS Z8763	
ばいじん	排出ガス量 4万 m³/時以上*1		2ヶ月に1回以上 *3	- JIS Z8808	・燃料点火等において排 出されるばいじんは含 まれない ・ばいじん量が著しく変
74V · C/U	排出ガス量 4万 m³/時未満*2		年2回以上*3*4	JIS Z8808	動する施設にあっては 一工程の平均の量とする
	排出ガス量	特定工場等	常時		
窒素酸化物	4万 m³/時以上 排出ガス量 4万 m³/時未満	特定工場等 以外	2ヶ月に1回以上 年2回以上*4	ЛЅ К 0104	
カドミウム及	排出ガス量 4万 m³/時以上		2ヶ月に1回以上	JIS Z8808	①すすの掃除を行う場合
びその化合物	排出ガス量 4万	m³/時未満	年2回以上*4	JIS K 0083	等において排出される 有害物質は含まれない
鉛及びその化	排出ガス量 4万 m³/時以上		2ヶ月に1回以上	JIS Z8808	
合物	排出ガス量 4万	m³/時未満	年2回以上*4	JIS K 0083	
1 <i>1</i>	排出ガス量 4万	m³/時以上	2ヶ月に1回以上	WG W 040 ¢	②有害物質の量が著しく
塩素	排出ガス量 4万	m³/時未満	年2回以上*4	JIS K 0106	変動する施設にあって は一工程の平均の量と
塩化水素	排出ガス量 4万	m³/時以上	2ヶ月に1回以上	JIS K 0107	する
塩1七小米	排出ガス量 4万	m³/時未満	年2回以上*4	JIS K 010/	
フッ素、フッ 化水素及びフ	排出ガス量 4万	m³/時以上	2ヶ月に1回以上	ЛS К 0105	
火化珪素 変変物焼却原に	排出ガス量 4万 m³/時未満		年2回以上*4	112 K 0102	

- *1 廃棄物焼却炉については、焼却能力4トン/時以上
- *2 廃棄物焼却炉については、焼却能力4トン/時未満
- *3 ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関については、5年に1回以上とする。 ※燃料電池用改質器 (ガス発生炉) については、ばいじん、窒素酸化物ともに5年に1回以上とする。
- *4 1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が6月以上のばい煙発生施設については年1回以上とする。

(2)条例のばいじんに係るもの

6ヶ月に1回以上((1)法のばい煙に係るものばいじん測定方法及び備考参照)測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

5. 届出の種類と提出時期

		届出が必要な場合	届出の種類	提出時期
		E施設又は届出施設(以下「届出施設等」とい 置しようとする場合	設置届	工事着手予定日の 61 日以上前
法· 合	条例の	改正等によって新たに届出施設等となった場	使用届	届出施設となった日から30日以内
	出施設等 とする場	等の構造、使用の方法、処理の方法を変更しよ 場合	変更届	変更工事着手予定日の 61 日以上前
次の	つ事項を	変更した場合		
	①届出者の氏名・住所			
	個人	②工場・事業場の名称・所在地		
		①法人の名称・本社所在地	氏名等変更届	変更日から30日以内
	法人	②代表者の氏名		
		③工場・事業場の名称・所在地		
届占	出施設等	を廃止した場合	廃止届	廃止日から30日以内
届片	出施設等	を譲渡、合併、相続等により承継した場合	承継届	承継目から30日以内

6. 届出書の作成要領

(1) 届出に関する相談窓口等

本届出は、届出施設等を設置する工場・事業場の所在地により相談窓口、届出書に記載するあて名、 提出部数及び提出先が異なります。

届出の提出先は、工場・事業場の所在地の市町村環境担当部署です。

工場・事業場の所在地	相談窓口	届出書の あて名	提出部数
島本町、摂津市、交野市、 四條畷市、門真市、守口市、 大東市、柏原市、藤井寺市、 羽曳野市、高石市	大阪府 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ TEL: 06-6941-0351(代)	大阪府知事	3部 (正本1部、 写し2部)
和泉市、熊取町、田尻町、泉南市、岬町	大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 TEL: 072-439-3601 (代)	大阪府 泉州農と緑の 総合事務所長	3部 (正本1部、 写し2部)

その他の市町村については、各市町村の環境担当部署にお問い合わせください。 市町村環境担当部署は下記 URL をご参照ください。

〈大阪府/届出の相談・提出先等〉

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/soudannsaki.html

(2) 事前相談

大阪府及び市町村では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが 円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないために、工事の着工が遅れたり、計画していた施設が 規制基準に適合していないことによる計画変更命令を受けることがあります。これを防ぐためにも、 大阪府又は工場・事業場の所在地の市町村まで事前に相談くださいますようお願いします。

(3) 届出書の返戻

届出書が受理された後、提出された写しのうち1部が返戻されますので、書類は、必ず大切に保管 してください。

(4) 届出に必要な書類

届出には、アの届出書及び別紙、イの添付書類の両方が必要です。

ア 届出書及び別紙

法に係る届出	条例に係る届出
ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書	届出施設設置(使用・変更)届出書
ばい煙発生施設の構造(別紙1)	届出施設の構造(ばい煙)(別紙1の1)
ばい煙発生施設の使用の方法(別紙2)	届出施設の使用又は管理の方法(ばい煙)(別紙1の2)
ばい煙の処理の方法 (別紙3)	ばい煙等の処理等の方法(ばい煙)(別紙1の3)

イ 添付書類等

(ア) 届出に必要な書類、図面等

必要な書類	備考
届出施設等及びばい煙処理施設(ばい煙等の処理等を行う施設)の 設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図)	
届出施設等の構造概要図(主要寸法を記入したもの)	
ばい煙処理施設(ばい煙等の処理を行う施設)(煙突、フード、ダクト等を含む。)の概要図(主要寸法及び測定箇所を記入したもの)	処理施設がある場合のみ添付
変更概要説明書	変更届の場合のみ添付
その他特に必要と認めた書類 〈例〉届出の計算の根拠を示す書類 燃料、原料等の性状分析表 排出ガスの測定データ	特に求めた場合のみ

(イ) その他、届出の際に提出する書類

必要な書類	備考
期間短縮願	実施制限期間の短縮を願い出る場合
委任状	代表者以外が届出をする場合

(5) 届出書の綴じ方

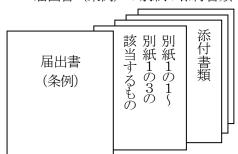
・法の届出の場合

届出書(法)+別紙+添付書類



・条例の届出の場合

届出書(条例)+別紙+添付書類



(6) 届出書の記載方法

ア 法の届出書(表紙) 記載例

ばい煙発生施設設置 (使用、変更) 届出書

令和○○年○○月○○日

大阪府知事様

届出者

住所 大阪市中央区〇〇町〇〇番〇号 〇〇産業株式会社

氏名 代表取締役 青空 守

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、 次のとおり届け出ます。

人りとおり油り出より。				
_	まるまるさんぎょう おおさかこうじょう	※整理番号		
ふりがな工場又は事業場の名称	│○○産業株式会社 │大阪工場	※受理年月日		
	(電話番号 000-000-000)	※施設番号		
	(郵便番号 000-000)	※審査結果		
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇番〇号		(大阪府)	
ばい煙発生施設の種類	1項 ボイラー 1基			
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり	※備考 (受付印等)	(市町村)	
ばい煙発生施設の使用の 方法	別紙2のとおり			
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり			
送([事權 _ 4)) ([其來[[[持]]]] 7) ([[[[]]] 7)) ([[]] 7) ([][] 7) ([]] 7) ([][] 7) ([][][][][][][][][][][][][][][][][][][]				

添付書類 1ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2変更概要説明書(変更届の場合に限る。)

工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業		はすべき 用する従		400人
工場又は事業場の規模		資	本	金	1 億円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)		労働安全	環境部 〇	00-0	00-000

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。

届出施設設置(使用·変更)届出書

令和○○年○○月○○日

大阪府知事様

届出者 住所 **大阪市中央区〇〇町〇番〇号 〇〇産業株式会社**

氏名 代表取締役 青空 守

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項(第 21 条第 1 項・第 23 条第 1 項)の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。

	7 C 40 7 /	出り叫より。					
Š		りがな	まるまるさんぎょう おおさかこうじょう	※整理番号			
工場	景又に	ま事業場の名称	〇〇産業株式会社大阪工場 (電話番号 000-000-0000)	※受理年月日	年	月	B
工 場	・マは	事業場の所在地	(郵便番号 000-0000)	《文 生十万 日	+	Л	H
·///		7 / W 17 / IL / IL	〇〇市〇〇町〇号〇番	※施設番号			
届	出	を 設の種類	1-19 項 加熱炉 1 基 	※審査結果			
	ばい	届出施設の構造	別紙1の1のとおり				
ばい煙	じん 、 有害	届出施設の使用又は管理 の方法	別紙1の2のとおり				
	物質	ばい煙等の処理等の方法	別紙1の3のとおり	※備考			
粉 じん 方法及びばい煙等の処理等の方法			別紙2の1から別紙2の4ま でのとおり				

添付書類 1届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図)

2工場又は事業場の付近の見取図(指定有害物質以外の有害物質に係る届出の場合に限る。)

3変更概要説明書(変更届の場合に限る。)

参考事項					
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届け出 [*] 従	すべき者が常 業	常時使用する 員 数	300人
工場又は事業場の規模		資	本	金	1 億円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)		環境安全	全課(電話 00	0-000-0000)	

- 備考 1届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等の関する条例施行規則別表第3各号の表に掲げる項番号及び施設の種類を記載すること。
 - 2別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。
 - 3※印の欄には、記載しないこと。

ウ 届出書(表紙) 記載上の注意事項

<u>ウ</u> 雇	出書(表紙) 記載	战上の注意事項		
		(1)表題 表題の設置、2	変更、使用の該当しない項目を抹消すること。	
		<例>		
		設置届	設置-(使用、変更)-届出書	
		変更届	設置(使用、 変更) 届出書	
		使用届	設置(使用 、変更) 届出書	
		(2) 適用条	· 文	
		適用条文の該	当しない項目を抹消すること。	
		<例>		
		ア法の場合	슴	
1	表題等	設置届	大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)	
		変更届	大気汚染防止法 第6条第1項(第7条第1項、 第8条第1項)	
		使用届	大気汚染防止法 第 6 条第 1 項(第 7 条第 1 項 、第 8 条第 1 項)	
		イ 条例の場	易合	
		設置届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条 第 1 項、第 23 条第 1 項)	
		変更届	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、 第 23 条第 1 項)	
		使用届	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第 19 条第 1 項(第 21 条第 1 項 、第 23 条第 1 項)	
		法人の場合・	・・・その名称、本社所在地及び代表者(代表権を有するも	
			<u>の</u>)の職氏名を記載すること。	
			合・・・事業主の住所、氏名を記載すること。	
		非法人の団体の	の場合・町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出	
			者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。	
		<注>		
2	届出者 	, , , , ,	い者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者	
			れたことを証明する委任状(1 通)を添付すること。	
			下に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者である。	
		•	ノタル、貸工場、貸ビル内等のテナントの施設については、施設	
		使用者が届け		
		・マンションのボイラー等共有施設については、管理組合の代表者又は共 者の代表者が届出者である。		
		197八衣伯/	プ・旧口台 (α) る。	
		名称にはふり;	がなを付けて記載すること。	
	11日774年米日	個人営業の場合	合は屋号を記載すること。	
3	工場又は事業場の名称	電話番号を記述	載すること。	
	Vノンロイ小 	届出時点で名	你が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定	
		した時点で氏々	名等変更届を提出すること。	

4	工場又は事業場の所在地	郵便番号も記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称(○○地先等)で届出し、 住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。		
5	ばい煙発生施設 (届出施設) の種 類	法の場合は、法施行令別表第1(第2条関係)、条例の場合は、条例施行規則別表第3第1号(第5条関係・ばいじんに係る届出施設)に係る項番号、名称及び基数を記載すること。 〈例〉 法の場合1-1項 ボイラー2基 条例の場合1-19項 加熱炉1基 条例の2以上の区分(例えば、別表第3第1号「ばいじん」と別表第3第2号「有害物質」)に係る届出施設については、次のように記載すること。 〈例〉 1-23項乾燥炉 2-4項ワ乾燥炉)1基		
6	工場又は事業場 の事業内容	総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。 参照: https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html		
7	工場又は事業場 の規模	製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。サービス 業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。		
8	届出すべき者が 常時使用する従 業員数	届出する事業者が常時使用する従業員の数(本社事務部門の従業員を含み、 アルバイト、パートを除く)を記載すること。		
9	資本金	法人のみ記載すること。		
10	当該届出につい ての担当部課名 及び緊急時連絡 先(電話番号)	この届出についての連絡先(担当する部・課名等)を記載すること。 また、その連絡先の電話番号(直通、内線の別)を記載すること。 <例> 環境安全課〇〇〇一〇〇一〇〇〇〇(ダイヤルイン)		

エ 法の別紙1、条例の別紙1の1(ばい煙) 記載例

別紙1 ばい煙発生施設の構造

別紙1の1 届出施設の構造(ばい煙)

別就	1の1 届出施設の構造(はい煙))	
工場	易又は事業場における施設番号	No. 1 ボイラー	
名	称及び型式	ボイラー 〇〇社製 ABC-123 型	
設	置年月日	年 月 日	年 月 日
着	手 予 定 年 月 日	令和〇 年 〇 月 〇 日	年 月 日
使	用開始予定年月日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
	伝熱面積(m²)	9. 5	
	燃料の燃焼能力(重油換算 L/h)	97.6L/時 (都市ガス 85.6 ㎡/時)	
	原料の処理能力(t/h)		
	火格子面積(m²)		
	羽口面断面積(m²)		
	変圧器の定格能力(kVA)		
規	触媒に付着する炭素の能力 (kg/h)		
	焼却能力(kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m³)		
模	電流容量(kA)		
	ポンプの動力 (kW)		
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)		

添付書類 ばい煙発生施設(届出施設)の構造概要図(主要寸法を記入すること。)

備考 1設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更 届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。

² 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。

オ 法の別紙1、条例の別紙1の1 (ばい煙) 記載上の注意事項

1	工場又は事業場におけ る施設番号		工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号(記号)又は呼称を与えて記載する。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。)
2	名称	及び型式	名称(法施行令別表第1、条例施行規則別表第3に掲げる名称)、製造会 社名、型式を記載すること。
3	3 設置年月日		使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。
4 着手予定年月日		予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。(ただし、期間短縮願が承認されたものを除く)
5	5 使用開始予定年月日		設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転(実稼働)開始 の予定年月日を記載すること。
6	全体規模		規模については、付表の当該届出施設等の「単位」の項目について記載すること。(別紙1、別紙1の1に該当する欄がない場合は空欄に記載すること。) ただし、燃料又は電力を使用する場合は、「法のばい煙発生施設」又は「条例のばいじんに係る届出施設」以外の施設であっても「燃料の燃焼能力」又は「変圧器の定格容量」の欄にも記載すること。
		伝熱面積	缶体の銘板に刻印された数値若しくはメーカーの作成する仕様書に記載 された数値を記載すること。(労働基準局の検査表にも記載されている。)

			1 液体燃料、気体燃料、微粉炭燃料等を使用する場合に記載すること。 2 原則としてバーナーの定格能力から、使用する燃料の種類ごとに下表のとおり、重油の量に換算して記載すること。また、表に掲げる燃料以外の燃料については、当該燃料と同量の発熱量を有する重油(高発熱量43,950kJ/kg、比重0.9)の量に換算すること。ただし、バーナーの定格能力が不明の場合は、炉の本体の設計熱量計算(投入熱量)を使用する燃料の低位発熱量で除した値をバーナーの定格能力とする。					
				燃料の種類	燃料の量	重油の量		
		1 3/2 to 140 to 160 to	原	油又は軽油	1L	0.95L		
		燃料の燃焼能力	ナ	フサ又は灯油	1L	0.90L		
			都可	市ガス 13A	1m ³	1.14L		
			液体	化石油ガス	1kg	1.2L		
6	規模		液	化天然ガス	1kg	1.3L		
	模		3 一つの施設にバーナーが 2 本以上ある場合又は 2 種類以上の燃料を 混焼させる場合はその総量を記載すること。 また、燃料の混燃割合が一定でない場合や使用燃料を自由に設定でき る場合は、重油換算値の大きなものを記載すること。4 エマルジョン系燃料については、当該燃料中の水及び添加物は霧化剤 として定義し、燃料の燃焼能力には加算しない。					
		原料の処理能力	最大能力を記	載すること。				
		変圧器の定格容量	kWからkVAへの変換については、次の式による。 kW=力率×kVA(力率≤1) ただし、力率については正確な資料がない限り「力率=1」として取り扱う。					
		焼却能力	【焼却能力の 焼却能力(k	燃 檢室	容積(m³)×燃焼 廃棄物の低位発	室熱負荷(kcal/i 熱量(kcal/kg)	m ³ • h)	

カ 法の別紙2、条例の別紙1の2(ばい煙) 記載例

別紙2 ばい煙発生施設の使用方法

別紙1の2 届出施設の使用又は管理の方法(ばい煙)

工場又は事業場における施設番号					N	lo.1ボ∕	イラー								
使用状況	月間	使用 使用	日 数	等	9時か 9時間/回1		2日/月	1	時間/回	時 <i>が</i> 回/	^ょ ら時まで 日				
- I I stat		節	変	動		なし									
原材料	種類														
(ばい煙の 発生に影響	使用割合原材料中の成分割合 (%)														
のあるもの															
に限る。)		のも	更 用	量	1-1.10	<i></i>									
	種	b b 4	-1.0 /	類	都市ガス 1 3 A (比重 0.64)										
	燃料中		割合(9	%)	灰分	いおう	分	窒素分	灰分	いおう	分	窒素分			
	発熱量 kJ/m³、	kJ/kg)	. m		45	500KJ/m ³	3 (高)								
	通 常 (L/h、n	n³/h、kV	Vh)			63. 6m						日/月 (比重) 窒素分			
	•	焼	割	合		専規	克								
施設の	施設の使用形態				E 1 1000		74 74 00				73 74				
排出ガス量	(m^3/h)		湿乾	りき	最大 1200 最大 1000		通常 90		最大最大		通常				
排出ガス温度	= (°C)		早乙	2	取入1000	140		IU	取入		(地)				
排出ガス中の		庇 (0%)			6										
19711707110	ばば		じ	h	最大 0. 01(O ₂		通常 0 6%)	.01 (O ₂ =	最大 (O ₂ =%)		通常(O ₂ =%)			
		(g/m ³)*			最大 0.01 (O ₂	=5%)	通常 0 5%)	.01 (O ₂ =	最大 (O ₂ =%)		通常 通常 (O ₂ =%) 通常 (O ₂ =%) 通常				
		おう ppm)	酸化	:物	最大 0.0		通常 0.	0	最大		通常				
ばい煙の濃		素 酉		物	最大43 (O ₂ =			$(O_2=6\%)$	最大 (O ₂ =%)						
		(bbiii) -i-			最大46 (O ₂ =	5%)	通常 46	$(O_2=5\%)$	最大 (O ₂ =%)		通常(O ₂ =%)			
	(1	ppm、n	ng/m³)		最大		通常		最大		通常				
	(1	ppm、n	ng/m³)		最大		通常		最大		通常				
		ppm、n			最大		通常		最大		通常				
ばい煙	₽.	おう m³/h)	酸化	物	最大 0.0		通常 0.	0	最大		通常				

ばい煙等の発 生及び処理等 に係る操業の 系統の概要(作 業工程)

暖房用

参考事項

- 備考 1原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載に当たっては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにすること。
 - 2通常の使用量及び排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。) における量に、発熱量及びばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 3ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
 - 4ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設(ばい煙の処理等を行う施設)がある場合は、処理後の濃度とすること。
 - 5施設の使用形態については、届出施設からの排出ガス抑制方法(排ガス処理又は密閉構造等)について記載すること。ただし、密閉構造の場合は、次の工程等での作業及び排出状況を明らかにすること。
 - 6参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。
- *上欄にはメーカーの設計値(メーカー保証値、測定値等)を記載すること。下欄には標準酸素濃度に換算した値を記載すること。

キ 法の別紙2、条例の別紙1の2(ばい煙) 記載上の注意事項

	1	79 4717 1 - 1 7 1 477 3		
1			別紙1(別紙1の1)の同欄と同じ番号(記号)を記載すること。	
	<i>i</i> +-	1日の使用時間及び月間使用日数等	当該届出施設等を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載すること。	すべて
2	使用状況	季節変動	使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。(主として暖房用ボイラーなどの場合) <例> ・4月~10月末日までは、休止 ・6~9月までは、60%減少	
		種類	当該届出施設等において使用する原料・原材料のうちばい煙等の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。	
	百	使用割合	種類別にその割合を重量比で記載すること。	
3	原材料	原材料中の成 分割合		
		1日の使用量	当該届出施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。	
	444.	種類	当該届出施設等の使用する燃料の種類(液体・固体・気体・電力等)を具体的に記載すること。 1 液体燃料の場合、JIS 規格による種類及び液比重(kg/L)を記載。	燃料又は 電力を使 用しよ る場合
4	燃料又は電力	燃料中の成分 割合	使用する燃料の灰分、いおう分、窒素分の最大値を重量比又は容量比の別を明らかにして記載すること。 注:燃料成分表の数値をそのまま転記するのではなく、契約している業者の保証値を記載すること。 <例> いおう分0.04%~0.09%で変動→いおう分0.1%以下と記載すること。	
		発熱量	高(総)発熱量又は低(真)発熱量の別を明らかにして記載すること。 lkcal=4.1868kJとして計算すること。 <例> 44,577kJ/kg(高)	
		通常の使用量	当該届出施設等の最も多く使用する期間(月)における平均使用量を 記載する。また、必ず単位(L/h、m³/h、kWh)を記載すること。	

4	燃料又は電力	混焼割合	の容量比 <例> A重油 60 都市ガ A重油 ^の 都市ガ	との混焼の場で記載するこ で記載するこ OL/h、都市ガフス(13A)重加の割合 ス(13A)の割合 A重油:51.3%	と。 (13A) 50m 曲換算は、50m 60m 会: 60m 60m<	n ³ /h を混嫁 ×1.14=57L 50 +57 57 +57	きする場合 /h · ×100=51 · ×100=48	.3%	後	燃料又は 電力を使 用してい る場合
5	施記	 の使用形態	法のばい	そのばい煙、条例のばいじんについては記載不要。						
6	村	 	2	燃焼に伴う材 では、 がは、 では、 がは、 では、 がは、 では、 では	#出ガス量は、 のような場合 排出ガス量の っており、集 する場合 } W ス量 (m³/h) 3 当たりの語 3/m³) ス量 (m³/h) 1 当たりの語 3/m³) 理論空気量 (m²/h) 1 21-O ₂ (残れ こりの燃料使	原則とし 認定が困 認定が困 理論をき 理論をき 理論をも 理論をも 理論とし 所 の が困 理論をも	て燃焼計 機(ブロ 難な場合 ガス量が) 非出ガス 量 がm³) (m³/h)	算により算出アー)能力に 然焼計算によ	はよ	すべて

7	排出	出ガス温度	煙突・フード等出口(排出口)における排出ガスの平均温度を記載すること。	
8	排ガス中の酸素 濃度		乾き排出ガス中の酸素濃度(設計値、測定値等)を記載すること。 <注> 測定値による場合は、オルザット分析計を用いる吸収法又は、これと 同等の測定値が得られる酸素濃度分析計を用いて測定すること。 なお、試料採取は窒素酸化物・ばいじんに係る試料と同一の位置で採 取すること。	すべて
	これ こうしゅうしゅう	ばいじん	燃焼に伴って発生し、排出するすす、その他のばいじんの乾き排出ガス中濃度を記載すること。 上欄は、設計値(メーカー保証値、測定値等)を記載すること。 下欄は、上欄を標準酸素濃度(法施行規則別表第2備考のOn、条例施行規則別表第5第1号備考1のOn)に換算した値を記載すること。 また、標準酸素濃度も併せて記載すること。 <注> 1 測定値による場合は、JIS Z 8808 に定める方法により行うこと。 2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する (各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する)。 計算方法は、各施設の出口濃度に下記の係数を掛けたものとすること。 係数=1-除じん効率= 集じん機出口のばいじん量 集じん機入口のばいじん量	すべ
9	煙の濃度	いおう酸化物	燃焼に伴って発生し、排出するいおう酸化物の乾き排出ガス中濃度(設計値等)を記載すること。 燃料中のいおう分が判明している場合は、次式によって計算することができる。 いおう酸化物(ppm) = 7,000×S(%) 単位乾き排出ガス量(m³/kg) ただし、単位乾き排出ガス量は、排出ガス量の項で算出したものを使用すること。 <注> 1 測定値による場合は、JIS K 0103 に定める方法により行うこと。 2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する (各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する) 計算方法は、各施設の出口濃度に下記の係数を掛けたものとすること。 係数=1-処理効率= 処理装置出口の濃度 処理装置出口の濃度	法のみ

	ばい舞	窒素酸化物	燃焼に伴って発生し、排出する窒素酸化物の乾き排出ガス中濃度を記載すること。 上欄は、設計値(メーカー保証値、測定値等)を記載すること。 下欄は、上欄を標準酸素濃度(法施行規則別表第3の2備考のOn)に 換算した値を記載すること。 また、標準酸素濃度も併せて記載すること。 <注> 1 測定値による場合は、JIS K 0104 に定める方法により行うこと。 2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合にあっては、いおう酸化物<注>2 の例によること。	
9	煙の濃度	その他の有害物質	法施行令第1条 (窒素酸化物を除く)、条例施行規則別表第1に掲げる有害物質の名称及び濃度 (設計値等)を記載すること。 <参考> C' (ppm) からC (mg/m³) への換算は次の式で計算できる。 C (mg/m³) = C' (ppm) × M 22.4 M:分子量 <注> 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合にあっては、いおう酸化物の<注>の2の例によること。	法のみ
10	ばい煙量	いおう酸化物	燃料その他のもの(原料、じん芥)の燃焼に伴い発生し排出するいおう酸化物の量(m³/h)を記載すること。 <参考> いおう酸化物の排出量は、次式で計算できる。 いおう酸化物の排出量=0.007×燃料の燃焼能力×ρ×S ρ:燃料比重 S:別紙2(別紙1の2)に記載した燃料中のいおう分(届出値)。 ただし、排煙脱硫装置が設置されている場合は、相当いおう分 *相当いおう分の算出方法 相当いおう分の算出方法 相当いおう分= (100-η) / (100	法のみ
11	作業工程		当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。 <注> ボイラーについては、その使用用途(冷暖房用、給湯用、製造工程用等)を記載すること。	すべて
12		等 事項	記載についての補足等を記載すること。(低 NOx バーナーの採用や燃焼方法の改善による窒素酸化物の低減対策等)	
< ½). \			

<注>

- 1 ばい煙の濃度及びばい煙量は、ばい煙の処理施設がある場合は、処理後の濃度及び量を記載すること。
- 2 それぞれの最大値の欄には、当該施設が最大能力、又は、ばい煙に関して最高濃度(最大排出量)で稼働する場合の値を記載すること。
- 3 通常値は、当該施設が平常状態で稼働する場合の平均値とする。

法の別紙3、条例の別紙1の3(ばい煙) 記載例

別紙3 ばい煙の処理方法

別紙2 揮発性有機化合物の処理の方法

14) 「神経の知理学の土法(14) 「神」

別紙	₹1の	3 ばい煙等の処理	等の方法(ばい煙)			
		理施設(ばい煙等の場別では事業場におけ		NO. 1 均	空		
処理	肌に係	るばい煙発生施設(届出施設) の工場	No. 1 ボイラー			
ばい	煙処	場における施設番号 理施設(ばい煙等の		ステンレス			
	の種	類、名称及び型式		7,7207.			
設		置 年	月 日	A-7-	年月日		年月日
着	手		年 月 日		0年0月0日		年 月 日
使	用	開始予定			0年0月0日		年 月 日
		ガス量	最 大	120			
		1 ³ /h)	通 常	900			
		ガス温度	処 理 前	140)		
	(°C) 	処 理 後	0.04 (1	0.01/	1	
		ばいじん	処 理 前 処 理 後	0.01(O ₂ =6%)	0.01(O ₂ =6%)	(0 ₂ =%)	(02=%)
		(g/m ³)*	<u>処 理 後</u> 処 理 効 率	(O ₂ =%)	(O ₂ =%)	(O ₂ =%)	(0 ₂ =%)
		いおう	処 理 前				
		酸化物	処 理 後				
	ば	(ppm)	処理効率				
処	V)	室素酸化物	処 理 前	43(O ₂ =6%)	46 (O ₂ =6%)	(0 ₂ =%)	(O ₂ =%)
処理能力	煙の	至 糸 睃 化 初 (ppm)*	処 理 後	(O ₂ =%)	(O ₂ =%)	(0 ₂ =%)	(0 ₂ =%)
一	煙の濃度	(ррш) ч	処 理 効 率				
	度		処 理 前				
		(mg/m ³)	処 理 後処 理 効 率				
		(ppm)	処理効率 処理前				
		(mg/m ³)	処 理 後				
		(ppm)	処理効率				
	14		最処理前				
	ばい	い お 酸 化 物	大処理後				
	い煙量	版 化 物 (m ³ /h)	通処理前				
	重		常処理後				
使	用	1 日の使用		9時から18時まで	- 4	時から時	
状	況	月間使用		9時間/回1回/日22	2 日/月	時間/回回/日日	/月
		季節	変動	なし			
排			H o (m)	H o 15D0. 3		HoD	
及	び						
排	į	<u>出 口 の</u>	番号	No. 1	fur		Arrit
陣	- ·		有 無		無	有・	無
補正された排出口の高さHe(m) 15							
排	出	速 度 (m / s)	7. 25			
		中心からその至近路の水平に強く	跳にある敷地境				
		の水平距離(m)	1.1. 一年の かま 日本ナー	 	い ガカしナ会ナ。\	 の構造概要図(主要寸	ンナ・スティ (2月1) こっ なごここと、ミコ
机划	青翔	は、煙処理施設(は 入すること。)	v 光学寺Vノ火が生寺を	11 7.他政人以至矢、ノー	「下、タクトを召む。)	ツ	広火い側に固川を記
		ノヘッ る ニ こ。丿					

排出口の中心からその至近距離にある他人の	h	h
所有する建築物(倉庫等は除く。)の実高さ	d	d
h(m)及び水平距離 d(m)		
ばい煙測定口の有無及び口径	有(口径 100mm)・無	有 (口径 mm)・無

- 備考 1設置届出の場合には着手年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合に
 - は設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。 2排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 3ばい煙の濃度は乾きガス中の濃度とすること。
 - 4補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
 - 5参考事項として、処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料を添付すること。
- *左欄にはメーカーの設計値(メーカー保証値、測定値等)を記載すること。右欄には標準酸素濃度に換算した値を記載すること。

ケ 法の別紙3、条例の別紙1の3 (ばい煙) 記載上の注意事項

1	煙 ^等 設)	>煙処理施設(ばい 等の処理等を行う施 の工場又は事業場 おける施設番号	工場又は事業場における当該処理施設等(煙突等を含む)の固有番号(記号)を記載すること。 注:処理施設等とは、ばい煙処理施設及びばい煙等の処理等を行う施設をいう(以下同じ)	
2	施設場及	型に係るばい煙発生 设(届出施設等)の工 スは事業場における 设番号	別紙1(別紙1の1)及び別紙2(別紙1の2)の同欄と同じ番号 (記号)を記載すること。 ただし、他に当該処理施設等を共用する届出施設等がある場合に は、その施設番号も併せて記載すること。	ţ
3	煙等	>煙処理施設(ばい 等の処理等を行う施 の種類、名称及び型	当該処理施設等の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製ベンチュリースクラバー	
4	設置	当該処理施設等の設置年月日を記載すること。 (既存の処理施設等の場合のみ記載すること)		~~
5	着手	5予定年月日	当該処理施設等の関係工事(基礎工事を含む)に着手する予定年月日を記載すること。市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。(ただし、期間短縮願が承認されたものを除く) (既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない)	
6	使用開始予定年月日		当該処理施設等の使用開始予定年月日を記載すること。 (既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない)	7
7	処理能力	排出ガス量	当該処理施設等で処理する湿り排出ガス量を標準状態 (0℃、1 気圧) に換算した値 (設計値等で、複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値 (合計値) をいう。以下別紙3 (別紙1の3) において同じ) を記載すること。 排出ガス量の計算方法は、別紙2 (別紙1の2) の記載例を参考にすること。	
		排出ガス温度	処理前については、当該処理施設等の入口の平均温度、処理後については、出口の平均温度を記載すること。	

			ばいじん	いじ	処理前・処理後	当該処理施設等で処理するばいじんの乾き排出ガス中濃度(処理前:入口、処理後:出口)を記載すること。 左欄は、設計値(メーカー保証値、測定値等)を記載すること。 右欄は、前欄を標準酸素(法施行規則別表第2備考、条例施行規則別表第5第1号備考1のOn)に換算した値を記載すること。また、標準酸素濃度も併せて記載すること。 〈注〉 測定値による場合は、酸素濃度の測定については、オルザット分析計を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析計を用いて測定すること。 ばいじんについては、JIS Z 8808 に定める方法により行うこと。 なお、酸素及びばいじんに係る試料は同一の位置で採取すること。 また、測定法、測定箇所を明らかにすること。	すべて
				処理効率	重量比で記載すること。<参考> ばいじんの処理効率の算出方法ばいじんの (入口のばいじん量ー出口のばいじん量) ×100処理効率 入口のばいじん量	すべて	
7	処理能力	ばい煙の濃度	い 煙 い	いおう	処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理するいおう酸化物の乾き排出ガス中濃度(処理前:入口、処理後:出口)を記載すること。 <注> 測定値による場合は、JISK 0103 に定める方法により行うこと。 また、測定法、測定箇所を明らかにすること。	
				処理効率	容量比で記載すること。 <参考> いおう酸化物の処理効率の算出方法 いおう酸化物の = (入口濃度-出口濃度) 処理効率 ×100		
				処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理する窒素酸化物の乾き排出ガス中濃度(処理前:入口、処理後:出口)を記載すること。 左欄は、設計値(メーカー保証値、測定値等)を記載すること。 右欄は、前欄を標準酸素(法施行規則別表第2備考のOn)に換算すること。また、標準酸素濃度も併せて記載すること。 <注> 測定値による場合は、酸素濃度の測定については、オルザット分析計を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析計を用いて測定すること。 窒素酸化物については、JIS K 0104 に定める方法により行うこと。 なお、酸素及び窒素酸化物に係る試料は同一の位置で採取すること。また、測定法、測定箇所を明らかにすること。	法のみ	
				処理効率	容量比で記載すること。 <参考> 窒素酸化物の処理効率の算出方法は、「いおう酸化物」 の同欄を参照すること。		

		ばい煙	空	処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理する有害物質(法施行規則別表第3の上欄の物質及及び揮発性有機化合物の名称及び濃度(処理前:入口、処理後:出口)を記載すること。	法のみ				
7	処理能力	の濃	\mathcal{O}	\mathcal{O}) 欄	カー欄ー	の 欄	処理効率	重量比又は容量比で記載すること。 <参考> 有害物質等の処理効率の算出方法は、「いおう酸化物の 同欄を参照すること。	伝のみ
	73	ばい煙量		処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理するいおう酸化物の量(処理前:入口、処理後:出口)を記載すること。	法のみ				
	使四			使用時間及 使用日数	当該処理施設等(又は煙突)の最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載すること。					
8	用状況	季筤	节変重	ф	使用状況に季節変動がある場合のみ、その変動状況を記載すること。 <例> 暖房用、冬期11月~3月のみ使用	すべて				
9		•)実高	哥さ Ho 及 ≦D	高さは、地盤面 (GL) からの高さを記載すること。 頂上口径は、頂部内径を記載し、丸型、角型を明記すること。 <例> ・H:15D:0.3 (φ) ・H:30D:0.4×0.5 (ロ) (注) 煙突の高さ (Ho) の表示例 (直緒・陣傘付) (基礎台) (ビル)	法のみ				
10	排出口の番号 当該施設の煙突(排出口)の番号を記載すること。									
11	煙突 (排出口) の陣傘 (排出口における雨避けフー載すること。				なお、煙突(排出口)が下向き、横向き、H型、T型、斜め向きの	法のみ				

12	補正された排出口の実 高さ He		第2項の算式により算出すること。 、次の数値を使用すること。 「別紙2(別紙1の2)排出ガス量・湿り・最大 値」欄の値	
	FI C TIC	V (排出速度) T (排出ガス温 度)	「別紙3 (別紙1の3) 排出速度」欄の値 「別紙3 (別紙1の3) 排出ガス温度」欄の値	法のみ
13	排出速度	煙突(排出口)出口 出ガス量による値 また、排風機(排 <注> 2以上の届出施設	コにおける排出ガスの排出速度の最大値(最大排)を記載すること。 ガスファン)がある場合は、明記すること。 等で1つの煙突(排出口)を共有する場合におい 等の1基の値を記載すること。	伝のみ
14	排出口の中心からその 至近距離にある敷地境 界線までの水平距離	法のばい煙、条例	のばいじんについては記載不要。	_
15	排出口の中心からその 至近距離にある他人の 所有する建築物(倉庫 等は除く)の実高さh 及び水平距離d	法のばい煙、条例	のばいじんについては記載不要。	_
16	ばい煙測定口の有無及 び口径		無の別に○を付け、有る場合は口径を記載するこ には、添付の図面に明記すること)	すべて

(7) 添付書類等

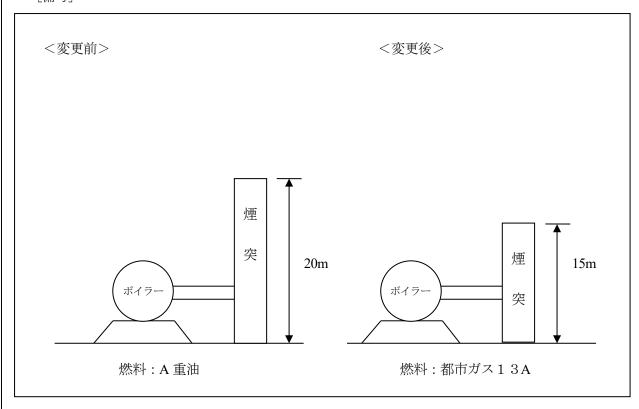
ア 変更概要説明書 記載例

変更概要説明書 (理由)

次の事項を変更しますので、別添のとおり届け出ます。

施設番号(種類)	当該施設を設置した ときの届出年月日 及び受付番号	主要変更事項	変更予定年月日	変更理由
No. 1ボイラー (1項)	令和○○年○月○日 事指第○一○○号	煙突の高さの変更 (Ho=20m→15m)	令和○○年	老朽化のため変更

[備考]



イ 変更概要説明書 記載上の注意事項

1	施設番号(種類)	過去の届出をもとに、工場又は事業場における当該届出施設等の 固有の番号(記号)又は呼称を記入すること。 種類は、法施行令別表第1、条例施行規則別表第3第1号に係る 項番号、名称及び基数を記入すること。 <例> No.1・No.2(法:1項ボイラー2基) 加-1(条例:1-19項加熱炉1基)
2	当該施設を設置したときの届出年月及び受付番号	当該施設を設置したときの設置届表紙の「※備考」欄内の届出年 月日(市町村受付印内に記載される年月日及び受付番号(大阪府 受付印内に記載される番号)を記入すること。
3	主要変更事項	具体的に変更しようとする事項を記入する。 <例> 1 燃料の変更 (A 重油→都市ガス 13A) 2 煙突の高さの変更 (Ho=15m→Ho=10m)
4	変更予定年月日	変更に伴って工事を行う場合は、当該工事(基礎工事を含む)の着手予定日を記入すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。(ただし、期間短縮願が承認されたものを除く)
5	変更理由	簡明に記入すること。 <例> いおう酸化物排出量削減のため
6	備考	変更前後についての概略図やフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。

期間短縮願					
令和○○年○○月○○日 大阪府知事様					
住所 大阪市中央区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇産業株式会社 氏名 代表取締役 青 空 守					
下記により実施の制限期間の短縮を願い出ます。					
記					
1 工場又は事業場の名称○○産業株式会社大阪工場					
2 施設の種類及び施設番号					
3 適用法令 □大気汚染防止法第 10 条第 2 項 (第 17 条の 13 第 1 項、第 18 条の 36 第 1 項において準用する場合を含む) □ダイオキシン類対策特別措置法第 17 条第 2 項 □大阪府生活環境の保全等に関する条例第 29 条					
4理由 ○○○○○○○による排出抑制を早期に実施するため					

※期間短縮願は1部(正本)のみ提出してください。